

平成28年2月27日

第3次四街道市男女共同参画推進計画の平成26年度事業評価に対する意見

四街道市男女共同参画審議会

第3次四街道市男女共同参画推進計画（以下「第3次計画」という。）の平成26年度事業評価に対し、本審議会より下記のとおり意見を提出します。

なお、意見については事業に取り組む際、十分に尊重し、その内容を検討・精査されるよう要望します。

今後、この意見の趣旨を踏まえた事業の展開がなされ、計画の更なる推進に寄与することを大いに期待するものです。

記

1 総括意見

第3次計画の開始年度である平成26年度の実施状況については、計画の推進に関する分野を含め設定した6つの課題等に対し、これまでの市の取組状況等を踏まえながら、その実情に応じた諸施策等を展開することで男女共同参画推進上の成果の追求に努めたところであり、計画全体として一定程度の推進が図れたものと判定された市の評価は、おおむね適切であると考えます。

また、市の重点項目やDV防止計画として設定した施策においても適切な取り組みが図れたことにより、一定程度の成果が認められ、これらの点は評価できるものである。

一方で、個別の取り組みレベルの実施状況では、成果が認められるものと、そうでないものとの偏りが分野ごとに見られ、その恒常的な傾向はいまだ改善されていない。さらに、取り組みは着実に実施されていると評価できるにもかかわらず、男女共同参画推進上の成果につながっていないものも散見される。このような成果が認められない取り組みについては、その要因を詳細に調査、分析しつつ、特段の課題意識をもって臨むことが重要であり、今後、一層の成果の向上を期待するものである。

なお、第3次計画では、市職員等を対象とした施策を、市の推進体制の強化、充実を図るという観点から、その体系において、他の5つの課題から独立した施策分野として集約し、設定しており、市には、この趣旨に基づく優先した取り組みや成果を示すことで、計画の推進主体としての役割を果たしていく責務がある。

市の積極的な姿勢による施策の着実な推進は、計画の実効性の向上はもとより、男女共同参画の推進に向けた気運の醸成にも大きく寄与することから、その重要性を踏まえ、本審議会としても今後の調査、審議に当たっては、委員による議論が深まるように審議会の開催回数を確保し、市にとってより最適な推進体制の強化、充実に資するよう、必要なフォローアップを図っていくものとする。

2 主要意見

(1) 市における女性管理職の育成・登用について

市における女性管理職の育成・登用については、平等取扱の原則と能力主義を踏まえつつ、女性職員の能力開発と職域の拡大及び職員全体の意識の醸成を図るために、管理職及び職員を対象とした男女共同参画に関する研修会等を増やすなど、市の現状に対応した適切かつ具体的な改善策を講ずることで、女性職員が能力を最大限に発揮できる環境づくりを推進されたい。なお、これらの取り組みに当たっては、職員のワーク・ライフ・バランスに配慮されたい。

(2) 男女共同参画の視点を踏まえた評価・検証について

事業の実施が間接的に男女共同参画の推進に寄与することとなる関連事業については、単に主たる目的のもとでの取り組みにとどまらず、いかに男女共同参画の推進を意識した取り組みがなされたかが重要となることから、計画の進行管理に当たっては、事業の性質に配慮しながら、男女共同参画の視点に基づいた評価、検証を徹底されたい。

(3) 男女別データの充実について

事業評価における男女別データについては、施策等の実施に係る課題や成果を客観的に把握し、これらを検証、分析するための有益なツールとなること、ひいては、課題解決に向けた効率的かつ効果的なアプローチの推進に資することなどから、その積極的な充実と活用を図ることで、男女共同参画の視点をよりの確に今後の取り組みに反映されたい。

(4) 分かりやすい資料等の作成及び公表について

個別の取り組みの中には、実施内容や評価について、その趣旨や判断基準等に男女共同参画の視点が反映されていないものも見受けられたことから、資料等の作成及び公表の際には、評価結果を踏まえた事業の改善につながるよう、また、誰もが誤解することなくその内容を理解し、共有することができるよう、適切な表記、説明等に配慮されたい。